

指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 10 日

申請者 氏名又は名称 ヲウゲンガイシャフクニシジュウタクセツビ 有限会社福西住宅設備
 住所 大阪府泉大津市千原町1-5-11
 代表者氏名 フクニシ ヒロキ 代表取締役 福西 弘樹
 電話番号 0725-33-2268
 FAX番号 0725-33-3368
 メールアドレス fuku-zyuu@iris.eonet.ne.jp

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)
 この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。
- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
 - ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10
 - ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
 - ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 24 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者	✓	15	斑鳩町 水道事業管理者	✓	22	広陵町 上下水道事業管理者	✓
2	大和高田市 上下水道事業管理者	✓	9	生駒市 水道事業管理者	✓	16	安堵町 水道事業管理者	✓	23	河合町 水道事業管理者	✓
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	✓	17	磯城郡 水道企業団企業長	✓	24	吉野町 水道事業管理者	✓
4	天理市 上下水道事業 の管理者	✓	11	葛城市 上下水道事業管理者	✓	18	高取町 水道事業管理者		25	大淀町 上下水道事業管理者	✓
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	19	明日香村 水道事業管理者	✓	26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	13	平群町 水道事業管理者	✓	20	上牧町 水道事業管理者	✓			
7	五條市 水道事業管理者	✓	14	三郷町 水道事業管理者	✓	21	王寺町 水道事業管理者	✓			

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 7 年 2 月 10 日

届出者

氏名又は名称 有限会社福西住宅設備
住 所 大阪府泉大津市千原町1-5-11
代表者氏名 代表取締役 福西 弘樹

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	ユウゲンガイシャフクニシジュウタクセツビ 有限会社福西住宅設備		
住 所	大阪府泉大津市千原町1-5-11		
フリガナ 代表者の氏名	フクニシヒロキ 代表取締役 福西弘樹		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者の氏名 役員の氏名	代表取締役 福西 利弘 取締役 福西弘樹	代表取締役 福西 弘樹 取締役 福西利弘	

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 7 年 2 月 10 日

申請者

氏名又は名称

有限会社福西住宅設備

住 所

大阪府泉大津市千原町1-5-11

代表者氏名

代表取締役 福西弘樹

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A列4番とすること。

現在事項全部証明書

大阪府泉大津市千原町一丁目5番11号
有限会社福西住宅設備

会社法人等番号	1201-02-026425	
商号	有限会社福西住宅設備	
本店	大阪府泉大津市千原町二丁目14番35号	
	大阪府泉大津市千原町一丁目5番11号	平成14年10月20日移転
公告をする方法	官報に掲載してする	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月25日登記	
会社成立の年月日	平成13年5月7日	
目的	<ol style="list-style-type: none"> 1. 管工事業 2. 浄化槽設備工事業 3. 空調・冷暖房設備工事業 4. 土木・建築工事業 5. 水道施設工事業 6. 前各号に付帯関連する一切の業務 	
発行可能株式総数	100株	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月25日登記	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 100株	
	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月25日登記	
資本金の額	金500万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡により取得することについて当会社の承認を要する。当会社の株主が当会社の株式を譲渡により取得する場合には当会社が承認したものとみなす。	

大阪府泉大津市千原町一丁目5番11号
有限会社福西住宅設備

	平成17年法律第87号第13.6条の規定により平成18年5月25日登記	
役員に関する事項	大阪府泉大津市千原町一丁目5番11号 取締役 福西利弘	
	大阪府泉大津市千原町一丁目5番11号 取締役 福西弘樹	
	大阪府泉大津市千原町一丁目5番11号 取締役 福西真弓	平成25年5月1日就任 ----- 平成25年8月28日登記
	代表取締役 福西弘樹	令和3年6月9日就任 ----- 令和3年6月11日登記



これは登記簿に記録されている現に効力を有する事項の全部であることを証明した書面である。

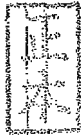
(大阪法務局堺支局管轄)

令和7年1月27日

大阪法務局岸和田支局
登記官

下之園秀秋





有限会社 福西住宅設備 定 款

記載内容に相違ありません

有限会社福西住宅設備

代表取締役 福西 弘樹



令和 7 年 2 月 10 日

認 証 日 平成 年 月 日

会社設立 平成 年 月 日

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、有限会社福西住宅設備と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 管工事業
2. 浄化槽設備工事業
3. 空調・冷暖房設備工事業
4. 土木・建築工事業
5. 水道施設工事業
6. 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪府泉大津市に置く。

(資本の総額)

第 4 条 当社の資本の総額は、金 5 0 0 万円とする。

第 2 章 社員及び出資

(出資の口数および 1 口の金額)

第 5 条 当社の資本は、これを 1 0 0 口に分ち、出資
1 口の金額は、金 5 万円とする。

(社員の氏名、住所およびその出資口数)

第6条 社員の氏名および住所ならびにその出資口数は、次のとおりとする。

(住所) 大阪府泉大津市千原町2丁目15番8号
60 口 (氏名) 福西利弘

(住所) 大阪府泉大津市千原町2丁目15番8号
40 口 (氏名) 福西弘樹

第3章 社員総会

(社員総会)

第7条 当会社の社員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎年6月に開催し、臨時総会は、その必要がある場合に臨時に開催するものとする。

(召集)

第8条 社員総会は、社長たる取締役が召集するものとする。

2) 社員総会を召集するには、会日より5日前に、各社員に対して、その通知を発することを要する。

(議長)

第9条 社員総会の議長は、社長たる取締役がこれに当

り、社長に事故あるときは、他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第10条 社員総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(議決権)

第11条 各社員は、出資1口につき1個の議決権を有する。

(決議事項の通知)

第12条 社員総会において決議した事項は、各社員に通知することとする。

第4章 役員

(員数)

第13条 当会社には、取締役2名を置く。

(資格)

第14条 当会社の取締役は、当会社の社員中により社員総会において選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。



(社長及び代表取締役)

第15条 当会社に社長1名を置き、取締役の互選によって定めるものとする。

2) 当会社を代表する取締役は、社長とする。

(報酬及び退職慰労金)

第16条 取締役の報酬および退職慰労金は、社員総会の決議をもって定める。

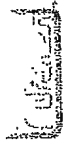
第5章 計 算

(営業年度)

第17条 当会社の営業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までの年1期とする。

(社員配当金)

第18条 社員に対する配当金は、毎営業年度の末日現在の社員に配当するものとする。



附 則

(最初の役員)

第19条 当会社の最初の取締役は、社員福西利弘
同 福西弘樹とし、福西利弘を代表取締役
とする。

(最初の営業年度)

第20条 当会社の第1期の営業年度は、当会社の設立の
日から、平成14年4月30日までとする。

第21条 この定款に規定のない事項は、すべて有限会社
法その他の法令によるものとする。

平成13年 5月 2 日

社 員 福 西 利 弘



社 員 福 西 弘 樹

